

内共第 13 号第五種共同漁業権遊漁規則

興津川非出資漁業協同組合

静岡市清水区但沼町82番地の1

☎ 054-393-3894

FAX 054-393-1274

okitugawa@vc.tnc.ne.jp

<http://okitsugawa.com>

興津川非出資漁業協同組合

内共第 13 号第五種共同漁業権遊漁規則

(目 的)

第1条 この規則は、興津川非出資漁業協同組合が免許を受けた内共第13号第五種共同
漁

業権に係る漁場の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、うなぎ、にじます、あまご、おいかわ、もくずがに）の採捕（以下「遊漁」という）について制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務等)

第2条 この漁場区域内で遊漁しようとする者は、あらかじめ第6条の遊漁料を納付しなければならない。

(遊漁の方法、規模等の制限)

第3条 次の表の、ア欄に掲げる遊魚は、それぞれイ欄の遊漁方法により、ウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければこれを行ってはならない。

ア魚種	イ漁法		ウ規模	エ区域	オ期間
		リール 使用 可否			
あゆ	友釣	不可	チラシ針は2本 以内・ちょう針 は1段2本・い かり針は1段4 本以内・ハリス 20 cm以内	全域	5月20日以後で組 合が定め公示する日 から12月31日まで
	ルアー釣	可			
	ドブ釣	不可			
	掛釣	不可		谷津福山渚下流 端から河口まで の区域	7月1日～ 12月31日
				小島梨の木堰堤 下流端から福山 渚下流端までの 区域	10月11日～ 12月31日
	流し毛針釣	不可		全域	7月1日～ 12月31日

うなぎ	餌釣（穴釣） ※はえ縄・う げは禁止	不可	餌釣は1本以内	全域	4月1日～ 9月30日
	置針		置針登録遊漁者 に限り5本以内		
あまご にじま す	餌釣	不可	針は1本	全域	3月1日～ 10月14日
	和式毛針釣	不可			
	ルアー釣	可	針は2箇所まで （ハーブレスフックの み）		
	フライフィッシング	可	針は1本		
おいかわ	餌釣	不可	針は1本	全域	鮎解禁日～翌年3月 31日 おいかわうげは 11月1日～翌年2 月末迄は禁漁
	流し毛針釣	不可			
	おいかわう げ	—	ガラスうげは除 く		
もくず がに	餌釣（穴釣）	不可		全域	10月1日～ 翌年2月末まで
	蟹もじり	—	蟹もじり登録遊 漁者に限り2本 以内		

- 2 前項の規定にかかわらず次の表ア欄に掲げる魚種についてイ欄に掲げる区域内においてウ欄に掲げる漁具漁法によって、それぞれエ欄の期間中に遊漁してはならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 漁具・漁法	エ 期間
全魚種	各堰堤魚道上下それぞれ10 メートルの区域	全漁具 全漁法	周年
	各堰堤下流端より下流10 メートルの区域		
	八木間新浦安橋上流端から河 口までの区域		10月11日～ 12月15日迄
あゆ	全区域	全漁法	午後7時から 午前5時迄

（全長制限）

第4条 第3条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種についてはイ欄に掲げる

大きさのものを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 大きさ（全長）
あ ゆ	10 cm以下
う な ぎ	30 cm以下
あ ま ご	15 cm以下
に じ ま す	15 cm以下
もくずがに	5 cm以下（甲幅）

（釣り大会のための遊魚の制限）

第5条 組合が釣大会等を開催するため一定期間、一定区域における遊漁を制限した場合は、これに従わなければならない。

2 組合は、前項の制限をしようとする場合は、その10日前までにその旨を公示しなければならない。

3 前項の公示は組合の公示場に公示するものとする。

（遊漁料の額および納付の方法）

第6条 第2条の規定により、組合が定める遊漁証取扱店の場所において納付する。

遊漁料の取扱店は、「興津川案内図」に示す。

遊漁料は次表のとおりとする。ただし遊魚をする場所において漁場監視員に納付するときは、次表の遊漁料に2,000円を付加して得た額とする。

魚 種	漁具漁法	遊 漁 料	
		1 日	全 期 間
全魚種 ただし、蟹もじり及びうなぎ置針釣は除く	釣	2,000 円	10,000 円
もくずがに （全魚種登録遊漁者）	蟹もじり 2本以内		1本2,000 円 2本4,000 円
うなぎ （全魚種登録遊漁者）	置針5本以内		1本1,000 円 5本5,000 円
おいかわ	釣	1,000 円	3,000 円

もくずがに漁の蟹もじり、及びうなぎ漁に際しては、1本ごとに興津川非出資漁業協同組合が発行する鑑札をつけるものとする。また、もくず蟹漁については蟹もじり1本につき鑑札2,000円、うなぎ置針漁については置針1本につき鑑札1,000円を加えた

額とする。

2 前項の規定に関わらず、次の者は次表遊漁料とする。

遊漁者	魚種	遊 漁 料	
		1 日	全 期 間
中学生以下の 幼児・児童	全魚種	無料	
高校生、女性、 身体障害者	全魚種		2,000 円 (確認済証は漁協で発行)

3 第5条に基づく大会等における大会遊漁料、前2項の規定にかかわらず次のとおりとする。

大 会 名	参 加 料		
	大 人 (高校生以上)	小 学 生	中学生・女性 身体障害者
あゆ友釣り大会	2,000 円	800 円	1,000 円
にじます釣り大会	3,000 円	800 円	1,500 円

(遊漁証に関する事項)

第7条 組合は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは、「遊漁証」を交付する。遊漁証には、以下の事項を記載する。

- ① 遊漁者の氏名・年齢
 - ② 遊漁証取扱店名又は番号
 - ③ 許可魚種
 - ④ 日券にあつては、交付日
- 2 遊漁者は遊魚をするときは遊漁証を携帯しなければならない。
 - 3 遊漁証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
 - 4 遊漁者は漁場監視員の要求があつたときは、遊漁証を提示しなければならない。
(電子遊漁証も含む)

(遊魚に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章

をつけなければならない。また、漁場監視員証には、以下の内容を記載する。

- ① 氏名及び年令
- ② 住所
- ③ 有効期限
- ④ 発行日
- ⑤ 発行者

(違反者に対する措置)

第 10 条 組合は遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊魚の中止を命じ、
または以後その者の遊魚を拒絶することがある。この場合遊漁者が既に納付した
遊漁料の払戻しはしないものとする。

(付 則)

この規則は令和 8 年 5 月 12 日から施行する。

ただし、第 6 条については、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。